

(2) 行政文書の部分開示決定に対する不服申立てに係る諮問について

諮問の内容は別添写しのとおり。

【調査審議スケジュール】

諮問の受付日：令和元年7月11日（木）

↓

令和元年度第1回大船渡市情報公開審査会：令和元年7月24日（水）

諮問内容の説明、調査審議スケジュールの確認、調査審議方針の決定

↓

（必要に応じ）

不服申立人、諮問実施機関に対し、
意見書等を求める。

↓

（必要に応じ）

不服申立人、諮問実施機関に対し、
口頭で意見を述べる機会を与える。

↓

諮問に対する結論の決定。

↓

答申（案）の審査

↓

答申（諮問のあった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならぬ。）：60日目は令和元年9月8日（日）

第2回以降の
大船渡市情報公開審査会で調査審議